

リユース容器の利用促進に関する要望

全国びん商連合会

平成9年に容器包装材の有効的な再資源化を図るため、容器包装リサイクル法が本格施行されました。これによりガラスびん・ペットボトル・金属缶などのリサイクルは進みましたが、ビールびんや一升びんなどリユース容器の減少傾向は止まらず、現在もワンウェイ容器化が進行しつつあります。ワンウェイ容器が年間700億本以上生産される一方で、リユース容器は35億本程度まで減少し、国内の総需要量の5%にも満たない量まで縮小してしまいました。

この流れに歯止めをかけるため、様々な方面でリユース容器の復活を目指した活動が行われております。容器を1回限りの使用で捨ててしまうことに対し「もったいない」という感情を抱くことは自然であり、リユース容器に対する国民の理解は徐々に深まりつつあります。その動きの一端として、平成24年4月にリユース容器の利用促進が明記された第4次環境基本計画が閣議決定されました。2R(リデュース・リユース)を重視したライフスタイルの変革にも言及され、国民生活のなかにおけるリユース容器の普及が一層求められるようになりました。

容器を再使用することにより省エネルギー・省資源と温暖化効果ガスの排出抑制、ごみの減量化が実現でき環境負荷の低減が期待出来ます。資源の乏しいわが国においてリユース容器の普及はこれからのわが国の国益に結びつくものと考えます。また、リユース容器は製造業者・販売業者・消費者の再使用ルートのなかで循環されるため、自治体の資源回収にかかる費用負担の減少に繋がります。

長年、一升びん・ビールびんをはじめとする幾多のリユースびんの回収、洗びん、販売等の事業を市場で支えながら循環型社会構築の一端を担って参りました当連合会として以下の事項を要望申し上げます。

記

1. 容器包装リサイクル法(以下、容リ法)の改正について

- ① 第2章第4条に「事業者及び消費者は、繰り返して使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めるとともに、分別基準適合物の再商品化をして得られた物又はこれを使用した物の使用等により容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化等を促進するよう努めなければならない」とあるが、これは飽くまで努力目標

でしかなく、リユース容器の使用量は減少しており、本来の容器包装廃棄物の排出を抑制する目的を達成しているとは言えない。リユース容器の利用がより強固に行われるような記述へ変更いただきたい。

② 一升びんのダンボール出荷防止

第5章第18条自主回収の認定において、概ね9割の回収がなされれば委託料の負担義務がなくなる。しかし一升びん商品において、プラスチック箱でなくダンボール梱包による出荷が増加し、空き箱不足から回収がなされない一升びんが増加している。回収再使用を前提とした一升びん商品のプラスチック箱での出荷を事業者に義務付けしていただきたい。

③ 拡大生産者責任の徹底

容り法では、資源ごみの再商品化のために地方自治体の税金が費やされている。事業者と地方自治体の費用負担の見直しが必要である。

2. リユース容器の利用促進に関する新たな法制化について

第4次環境基本計画では2Rの促進が明記されており、リユース容器の利用がうたわれている。これを具体化するために、容り法とは別にリユース容器を促進する法律の制定を望む。

骨子として

① 規格統一された容器の普及促進とリユース容器使用率の法的義務化

現状の一升びんやビールびんの普及促進
同容量、類似形状のびんの規格統一化
規格統一した容器普及のためへの政策誘導

② 小売業者の空容器の回収義務化

リユース容器の普及には製造業者だけでなく流通業者の役割も大きい。リユース容器の商品が販売されても空容器の返却先がなければリユース容器の循環ルートは絶たれる。商品売りっぱなしの現状を変える必要がある。

3. 税負担の軽減について

① 消費税の軽減税率の適用

消費増税が実施される場合、リユース容器商品にかかる消費税を現行の5%に留め優遇税制を適用いただきたい。

② リユース容器を在庫する固定資産に課せられる事業所税等の非課税、または減免制度を実施願いたい。

4. 公的施設等におけるリユース容器の導入促進

今春、グリーン購入法の特定調達品目にリユース容器の商品を推奨する記述が加わった。公的施設等での優先的導入は社会的な効果が大きいと考えられる。また、リユース容器の利用と回収が容易であり、実効性、社会的コストを考慮した場合でも優先的導入を検討すべきと考える。

以 上